第5編　資料

- 第2次西伊豆町総合計画策定の経緯
- 諮問・答申
- 西伊豆町総合計画審議会条例
- 第2次西伊豆町総合計画審議会委員名簿
- 西伊豆町まちづくり懇話会設置要綱
- 西伊豆町まちづくり懇話会委員名簿
- 西伊豆町総合計画策定庁内会議設置規程
- 第2次西伊豆町総合計画策定体制
- 住民アンケート調査結果
- 用語解説

第2次西伊豆町総合計画策定の経緯

平成３０年　９月１４日 ～１０月　５日	・住民アンケート調査を実施
平成３１年　３月　１日	・住民アンケート調査集計結果の概要を「広報にしいず（３月号）」にて住民へ周知
３月１９日	・まちづくり懇話会委員 14 名を委嘱し、第１回会議を開催
４月２４日	・第２回まちづくり懇話会を開催
令和　元年　６月１４日	・第１回総合計画策定庁内会議を開催
６月２４日	・第２回総合計画策定庁内会議を開催
６月２７日	・第２次総合計画基本計画素案作成のため、町職員（主幹・係長）を招集し、係内・課内検討部会において素案作成を開始
８月　７日	・第３回総合計画策定庁内会議を開催
９月１９日	・第４回総合計画策定庁内会議を開催
９月２６日	・西伊豆町議会全員協議会にて、計画案の説明
１０月　１日	・第３回まちづくり懇話会を開催
１０月　８日	・総合計画審議会委員 22 名を委嘱し、第１回会議を開催 ・第２次総合計画（基本構想・基本計画）（案）を総合計画審議会へ諮問 ・本諮問をもって、まちづくり懇話会を解散
１１月１８日	・第２回総合計画審議会を開催
１２月　９日	・第３回総合計画審議会を開催
令和　２年　１月２９日	・第４回総合計画審議会を開催
２月　６日	・第２次総合計画（基本構想・基本計画）（案）を町長へ答申 ・本答申をもって、総合計画審議会を解散

諮問・答申

西まち企第１４３号
令和元年１０月８日

西伊豆町総合計画審議会
　会長　国本　正徳　様

西伊豆町長　星野　浄晋

第２次西伊豆町総合計画基本構想・基本計画（案）について（諮問）

この度、「第２次西伊豆町総合計画基本構想・基本計画（案）」を次のとおり定めたので、貴審議会の意見を求めたく諮問いたします。

記

１　第２次西伊豆町総合計画基本構想・基本計画（案）

令和２年２月６日

西伊豆町長　星野　浄晋　様

西伊豆町総合計画審議会
会長　国本　正徳

第２次西伊豆町総合計画基本構想・基本計画（案）について（答申）

令和元年１０月８日付け西まち企第１４３号をもって当審議会に諮問された、「第２次西伊豆町総合計画基本構想・基本計画（案）」について、審議した結果、本案は妥当なものと認め、別紙意見・要望を付して答申します。

答申の意見・要望

○　基本構想について

第２次西伊豆町総合計画（案）は、本町の現状、課題、社会経済情勢の変化への対応など、幅広い観点から取りまとめられており、本町の今後10年間の進むべき方向が、アンケート調査やまちづくり懇話会などの意見を踏まえて示されていることから、概ね適正な計画であると評価します。

第１次西伊豆町総合計画から引き続き掲げる、まちの将来像である『“ふるさと”と言いたくなる夕陽のまち』は、本町に生まれ育った人々や訪れる人々、それぞれが共に参加し、協働し、助け合いながら、心豊かで住みやすいまちづくりを目指しています。この将来像の実現のため、積極的に施策を展開し、また、人口減少・少子高齢化の対応は、全ての施策において共通する課題として検討されるよう要望します。

○　基本計画について

基本構想の理念、目標を受けて策定された基本計画は、十分評価できるものであります。計画の推進に当たっては、住民に解りやすく示し、理解と協力を得るとともに、行政は基本計画の実現を図るため、施策の方向に沿って計画的に実施されることを望みます。なお、審議の過程で指摘された事項のうち、具体的に対処すべきだと思われる意見を付言します。

記

１　総括的事項

①　総合計画がまちづくりの指針であることを認識し、対策の推進にあたっては、目指す将来像の実現に向けて計画的に実施されるよう望みます。

②　これまでの総合計画は、行政内部の計画という色が強く、町民にとって身近な計画とは言いがたいため、本計画の施策が単に文章表現で終わることなく、町民と行政が進行管理でき、町民の視点から事業の効果が見えるよう、また、不要不急な事業の洗い直しのため、数値目標に沿った事業の進捗度を常に把握し、それを公開しながら進めることを望みます。

③　本町にとって特に重要な課題である、少子・高齢化の急速な進行への対策と、逼迫している町財政の健全化について、より一層、力を入れた施策の展開を望みます。

2　計画全般について

①　各施策の実施においては、財政見通しを踏まえ、住民アンケートなどを活用しながら、有効な事業を選択して進めるとともに、ＰＤＣＡサイクルを確立し、毎年度の達成度などを住民にわかりやすく示すよう、また、前期計画期間の総括として検証会を実施することを望みます。

②　全体を通して、住民の誰にも、分かりやすく利用しやすい計画になるよう、言葉やデザイン等を工夫してください。

③　各施策は、互いに関連している部分もたくさんあり、施策１つずつを取り組んでも解決しないものは、各担当が連携を密にして施策を組み合わせるなど、様々な側面からの対策により解決していくよう望みます。

④　活動指標を設定しているのか、成果指標を設定しているのか明確でないため、今後は統一した指標の設定をしていくことを望みます。

⑤　当町だけでの実施が難しい事業などは、近隣市町などとの連携も視野に入れて進めることを望みます。

3　豊かな地域資源で人・モノの交流が広がるまちづくり

①　夕陽やトンボロなど町が推しているものについては、計画にも掲載し、積極的に事業を進めることを望みます。

②　事業を推進するにあたり、観光協会など、関係者との連携を密にして進めていくことを望みます。

③　観光客（外国人を含む）を対象とした防災対策について、今後速やかに検討し、対応することを望みます。

4　夢を語れる人を育むまちづくり

①　小中学校統合に伴う文教施設整備については、津波避難対策を考慮した一体型の施設が予定されているので、関係各課は緊密に連携を図り、事業を着実に進めることを望みます。

5　災害に強く安心して暮らせるまちづくり

①　防災のタイムラインを明確にし、作成しておく必要があるため、国土強靭化地域計画も含め、しっかり早急に策定することを望みます。

6　地域で支え合える健幸で長寿なまちづくり

①　健幸マイレージ事業はとても良い取り組みなので、多くの町民に事業が浸透されるよう、積極的な制度周知を図ることを望みます。

②　障がいのある人や高齢者への支援体制として、使い勝手のいいバリアフリー環境の整備なども進めることを望みます。また、デマンドタクシーや買い物支援なども、今後検討されることを望みます。

7　快適な生活ができるまちづくり

①　今後、高齢者の免許返納が増えると予想されるため、高齢者等交通弱者の移動手段の確保や、利用率低下による路線バスの存続危機などへの対応策に

ついては、今後も引き続き検討し、取り組んでいくことを望みます。

② 今後も６Ｒ運動や新たな資源物回収を推し進め、住民のゴミ減量化意識の高揚を図るとともに、清潔で環境負荷の少ない生活環境が構築されるよう望みます。

８ 住民と行政が一体となったまちづくり

① ＥＳＤの取り組みは、うまく回ればいろいろな施策に繋がると思うので、より一層、取り組んで行くことを望みます。

② 男女共同参画について、重要なのは「住民がどう感じているか」であり、指標も、住民アンケート等で住民が実際にどう感じているかというところを拾い上げ、施策によってその割合をどの程度引き上げることを目指すのか、といった設定の仕方を今後は望みます。

西伊豆町総合計画審議会条例

（目的）

第１条　この条例は、町長の諮問に応じ、西伊豆町の総合計画について審議するため、西伊豆町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置き、審議会の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

（組織）

第２条　審議会は、委員 30 人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1)　学識経験者

(2)　各産業分野の経験者等

(3)　各種団体

（任期）

第３条　委員の任期は当該諮問に係る答申の終了によって満了するものとし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

（会長等）

第４条　審議会に会長及び副会長各１人を置き、委員の互選によって定める。

２　会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　審議会は会長が招集する。

２　審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

３　議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　会長の許可を受けたものは会議に出席し、意見を述べることができる。

（審議会）

第６条　審議会の事務局は、まちづくり課におく。

（委任）

第７条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附　則

１　この条例は、平成 17 年４月１日から施行する。

２　この条例の施行後、最初に開催される会議は、第５条第１項の規定にかかわらず、町長が招集する。

第2次西伊豆町総合計画審議会委員名簿

No.	役職等	氏　　名	選出基準（第２条）	備　　考
1	会　長	国本　正徳	２号	商工会長
2	副会長	高井　　廣	３号	仁科区長会長
3	委　員	西宮　恂夫	１号	民生委員児童委員協議会長
4	〃	山本　久美子	１号	教育委員
5	〃	桑原　憲喜	１号	西伊豆中学校長
6	〃	佐藤　武徳	１号	賀茂中学校長
7	〃	塩澤　一志	２号	観光協会長
8	〃	藤井　　惠	２号	農業委員会長
9	〃	槙野　隆夫	２号	伊豆漁協西伊豆統括支所長
10	〃	柏木　　昇	３号	社会福祉協議会長
11	〃	山本　きみよ	３号	地域活動者連絡会長
12	〃	平馬　吉晴	３号	体育協会長
13	〃	藤井　　弘	３号	シルバー人材センター理事長
14	〃	長谷川　琴美	３号	消費生活研究会長
15	〃	須田　美光	３号	消防団長
16	〃	石川　一彦	３号	老人クラブ連合会長
17	〃	髙木　供世	３号	安良里女性会長
18	〃	松下　明美	３号	文化協会長
19	〃	椿　　素雄	３号	田子区長会長
20	〃	藤井　文憲	３号	安良里自治会長
21	〃	山地　清志	３号	宇久須区長会長
22	〃	髙木　　斉	３号	まちづくり懇話会長

（任期：令和元年 10 月８日から令和２年２月６日）　※順不同・敬称略

西伊豆町まちづくり懇話会設置要綱

（設置）

第１条　広くまちづくりについて意見等を聴取するとともに、西伊豆町総合計画の円滑かつ効率的な策定を図るため、西伊豆町まちづくり懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

（組織）

第２条　懇話会は、20 人以内をもって組織し、町長が委嘱する。

（任期）

第３条　委員の任期は、当該計画について総合計画審議会に諮問することをもって満了するものとし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第４条　懇話会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

２　会長は、会務を総括する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　懇話会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

（庶務）

第６条　懇話会の庶務は、まちづくり課において処理する。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、平成 17 年４月 1 日から施行する。

附　則（平成 25 年２月 28 日要綱第４号）

この要綱は、平成 25 年４月 1 日から施行する。

附　則（平成 29 年３月 27 日要綱第５号）

この要綱は、平成 29 年４月 1 日から施行する。

附　則（平成 29 年９月５日要綱第 13 号）

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の西伊豆町まちづくり懇話会設置要綱等の規定は、平成 29 年５月 15 日から適用する。

西伊豆町まちづくり懇話会委員名簿

No.	役職等	氏　　名	備　　考
1	会　長	髙木　斉	体育協会推薦
2	副会長	磯谷　利治	観光協会推薦
3	委　員	佐野　裕子	〃
4	〃	鈴木　洋史	商工会推薦
5	〃	京極　祥平	〃
6	〃	藤井　千代美	農業者（わさび栽培）
7	〃	髙橋　秀樹	伊豆漁協（安良里）推薦
8	〃	山本　淳美	〃　　（田子）推薦
9	〃	山本　浩司	社会福祉協議会事務局長
10	〃	原田　みさ子	文化協会推薦
11	〃	高柳　敦子	一般女性
12	〃	眞野　有吏	田子小学校 PTA 推薦
13	〃	齋藤　雅子	仁科小学校 PTA 推薦
14	〃	生島　明水	賀茂小学校 PTA 推薦

（任期：平成 31 年３月 19 日から令和元年 10 月８日）　※順不同・敬称略

西伊豆町総合計画策定庁内会議設置規程

（設置）

第１条　西伊豆町総合計画策定に関する具体的な計画素案及び資料等の作成並びに総合実施計画等の作成及び庁内各部局の連絡協議をするため、総合計画庁内会議（以下「庁内会議」という。）を置く。

（組織）

第２条　庁内会議の委員は、副町長、教育長及び管理職（課長又は課長担当職）にある者をあてる。

（会長等）

第３条　庁内会議に会長及び副会長を置く。

２　会長は、副町長をもってあて、副会長はまちづくり課長とする。

３　会長は、庁内会議を代表し、会務を総理する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

（会議）

第４条　庁内会議は、必要に応じて会長が招集し会議を掌る。

（事務局）

第５条　庁内会議の事務局は、まちづくり課に置く。

（その他）

第６条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則

この規程は、平成 17 年４月 1 日から施行する。

附　則（平成 19 年３月 27 日規程第 1 号）

この規程は、平成 19 年４月 1 日から施行する。

附　則（平成 25 年２月 28 日規程第２号）

この規程は、平成 25 年４月 1 日から施行する。

附　則（平成 29 年３月 27 日規程第 1 号）

この規程は、平成 29 年４月 1 日から施行する。

附　則（平成 29 年９月５日規程第２号）

この規程は、公布の日から施行し、改正後の西伊豆町職員研修委員会規程等の規定は、平成 29 年５月 15 日から適用する。

第2次西伊豆町総合計画策定体制

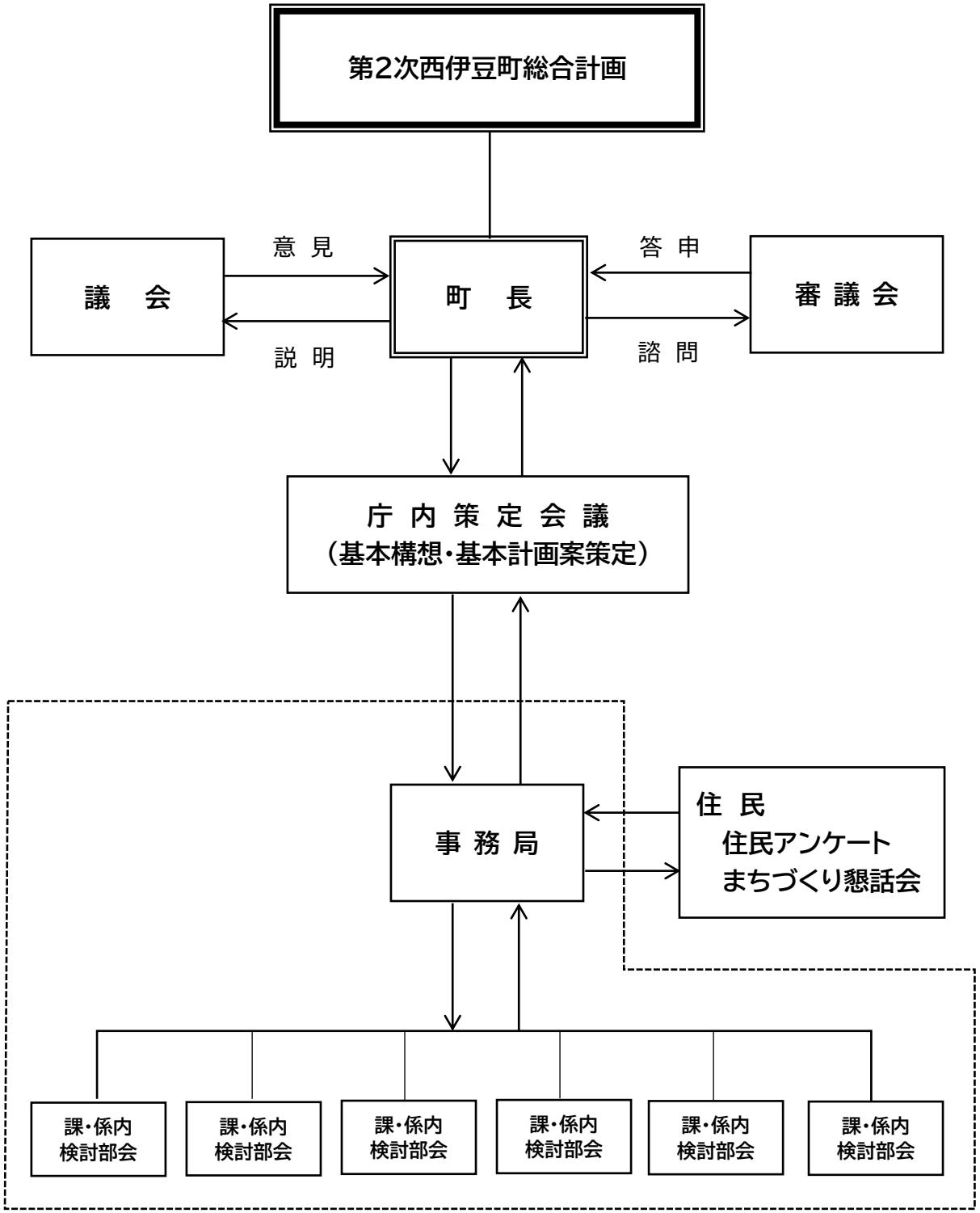

住民アンケートの概要

①調査の概要

・調査対象：町内在住の 18 歳以上 80 歳未満の方 1,200 人
・抽出方法：住民基本台帳より無作為に抽出
・調査方法：郵送（無記名回収）方式
・調査期間：平成 30 年９月 14 日～10 月５日
・回 収 数：504 票（回収率 42%）

②調査回答者の属性

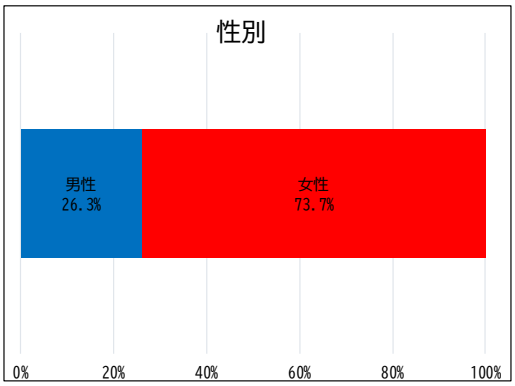

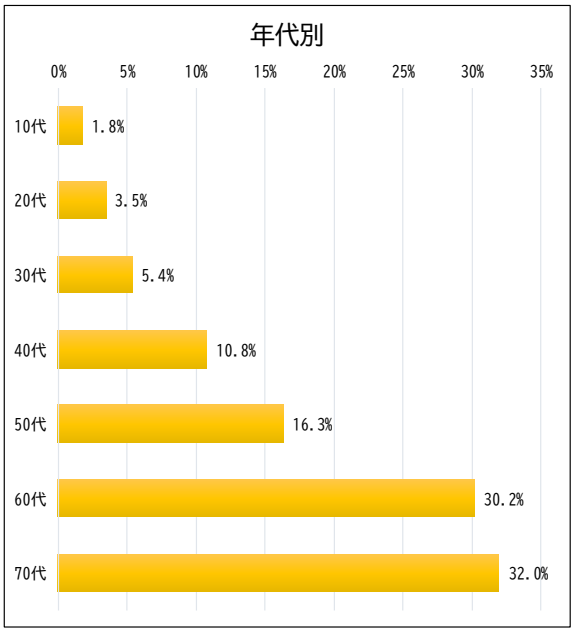

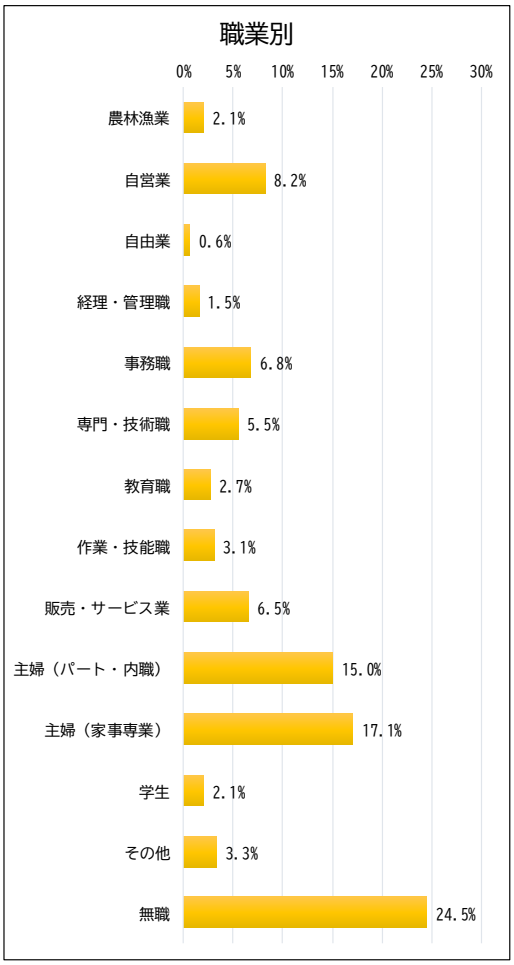

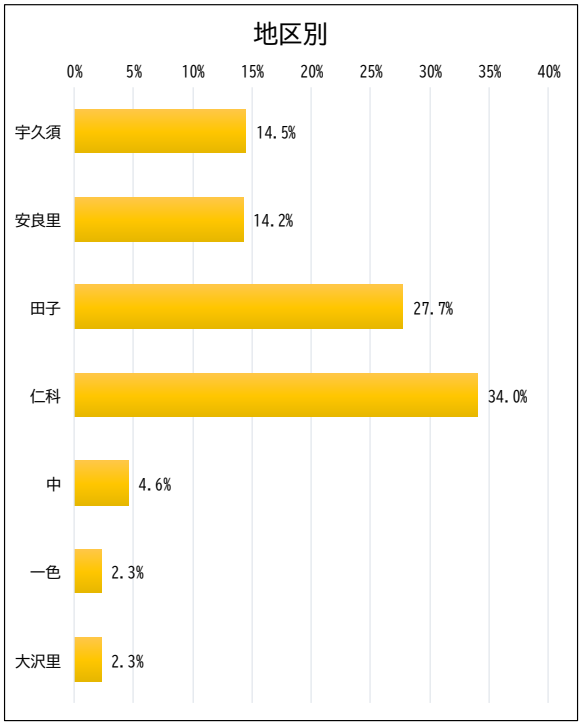

③暮らしやすさと行政施策全般の満足度

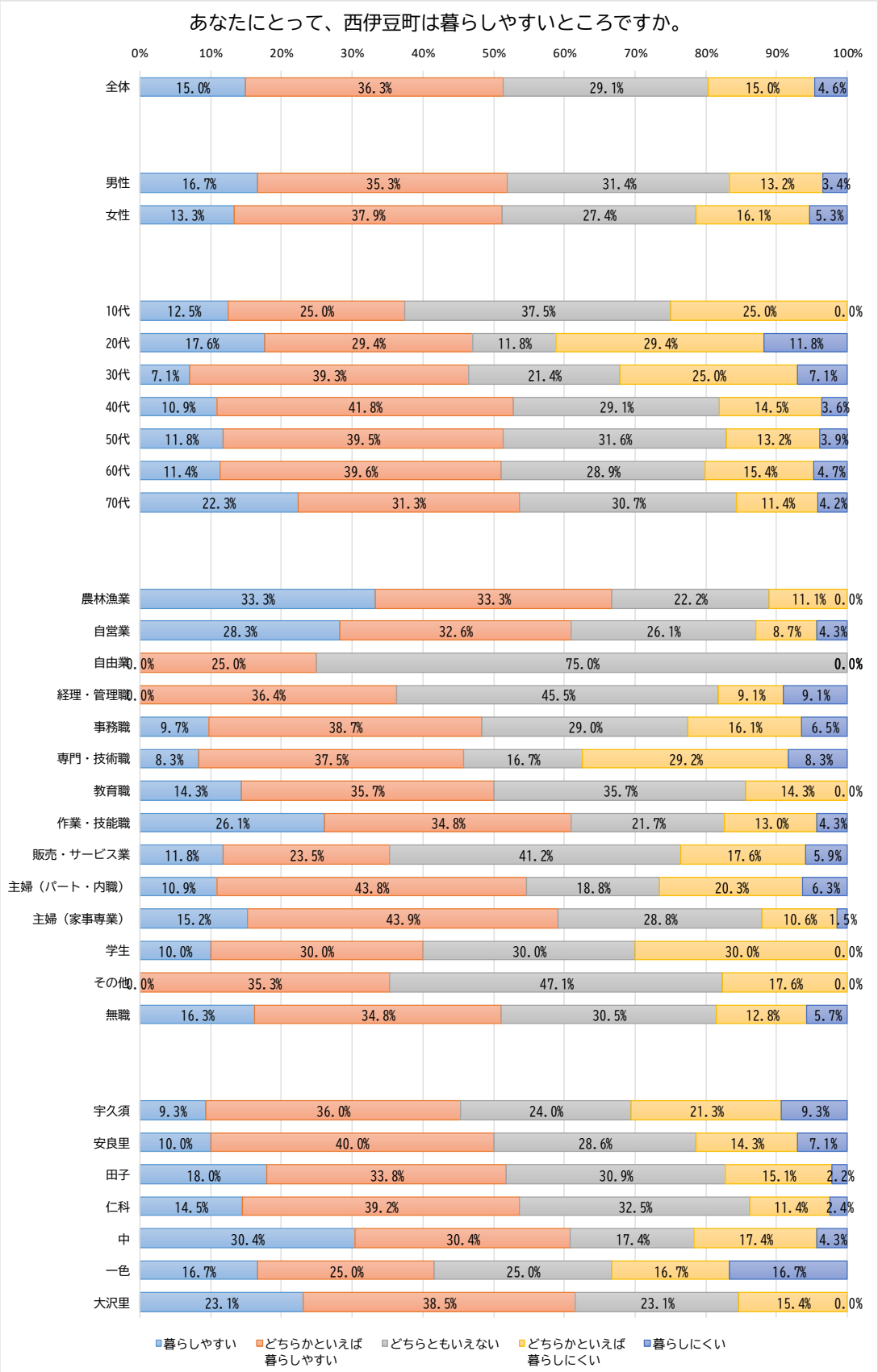

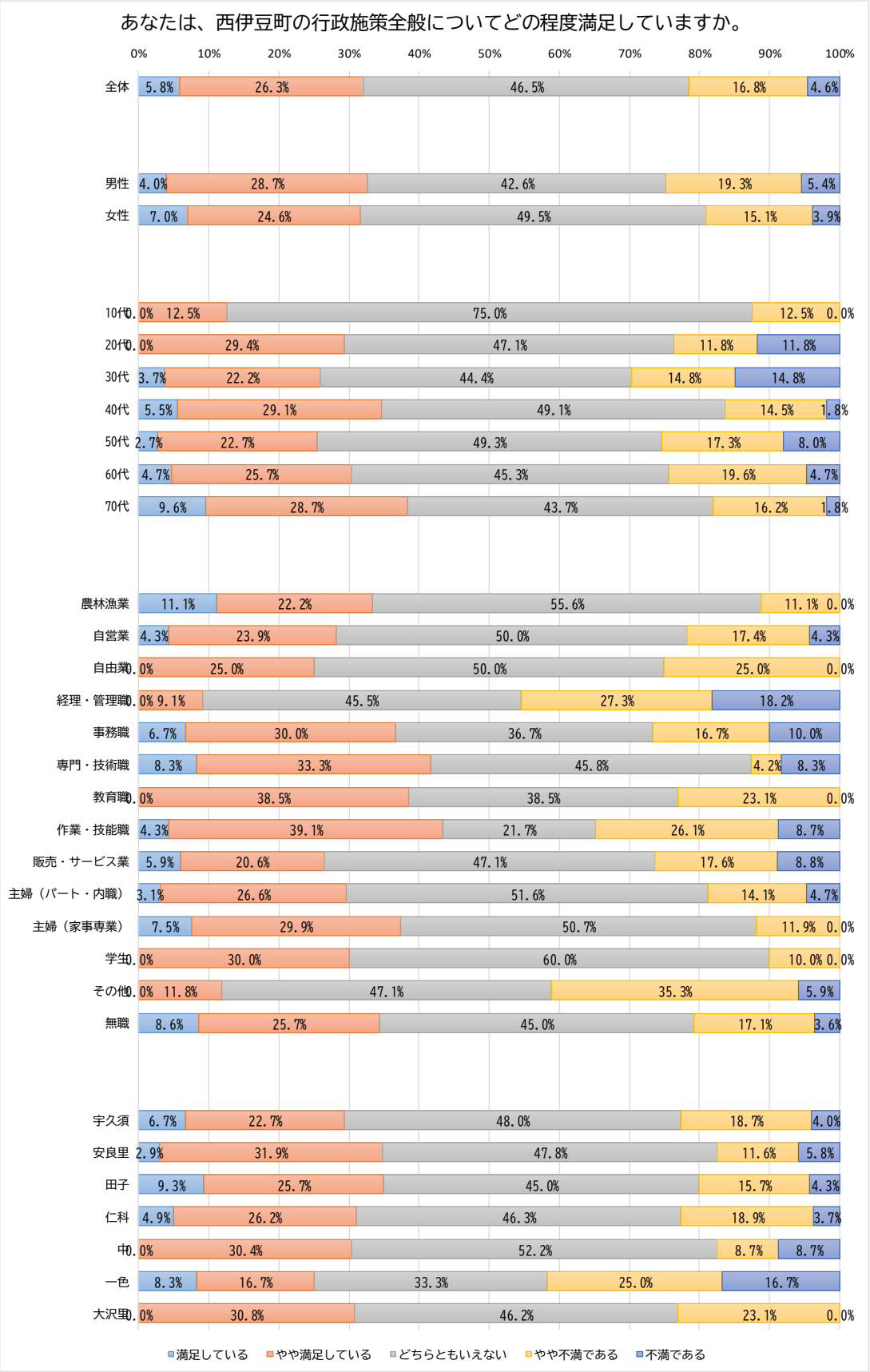
あなたは、西伊豆町の行政施策全般についてどの程度満足していますか。
0%
10%
20%
30%
40%
50%
60%
70%
80%
90%
100%
全体 5.8% 26.3% 46.5% 16.8% 4.6%
男性 4.0% 28.7% 42.6% 19.3% 5.4%
女性 7.0% 24.6% 49.5% 15.1% 3.9%
10代 0.0% 12.5% 75.0% 12.5% 0.0%
20代 0.0% 29.4% 47.1% 11.8% 11.8%
30代 3.7% 22.2% 44.4% 14.8% 14.8%
40代 5.5% 29.1% 49.1% 14.5% 1.8%
50代 2.7% 22.7% 49.3% 17.3% 8.0%
60代 4.7% 25.7% 45.3% 19.6% 4.7%
70代 9.6% 28.7% 43.7% 16.2% 1.8%
農林漁業 11.1% 22.2% 55.6% 11.1% 0.0%
自営業 4.3% 23.9% 50.0% 17.4% 4.3%
自由業 0.0% 25.0% 50.0% 25.0% 0.0%
経理・管理職 0.0% 9.1% 45.5% 27.3% 18.2%
事務職 6.7% 30.0% 36.7% 16.7% 10.0%
専門・技術職 8.3% 33.3% 45.8% 4.2% 8.3%
教育職 0.0% 38.5% 38.5% 23.1% 0.0%
作業・技能職 4.3% 39.1% 21.7% 26.1% 8.7%
販売・サービス業 5.9% 20.6% 47.1% 17.6% 8.8%
主婦（パート・内職） 3.1% 26.6% 51.6% 14.1% 4.7%
主婦（家事専業） 7.5% 29.9% 50.7% 11.9% 0.0%
学生 0.0% 30.0% 60.0% 10.0% 0.0%
その他 0.0% 11.8% 47.1% 35.3% 5.9%
無職 8.6% 25.7% 45.0% 17.1% 3.6%
宇久須 6.7% 22.7% 48.0% 18.7% 4.0%
安良里 2.9% 31.9% 47.8% 11.6% 5.8%
田子 9.3% 25.7% 45.0% 15.7% 4.3%
仁科 4.9% 26.2% 46.3% 18.9% 3.7%
中 0.0% 30.4% 52.2% 8.7% 8.7%
一色 8.3% 16.7% 33.3% 25.0% 16.7%
大沢里 0.0% 30.8% 46.2% 23.1% 0.0%
満足している
やや満足している
どちらともいえない
やや不満である
不満である

④施策の満足度と重要度（分野別）

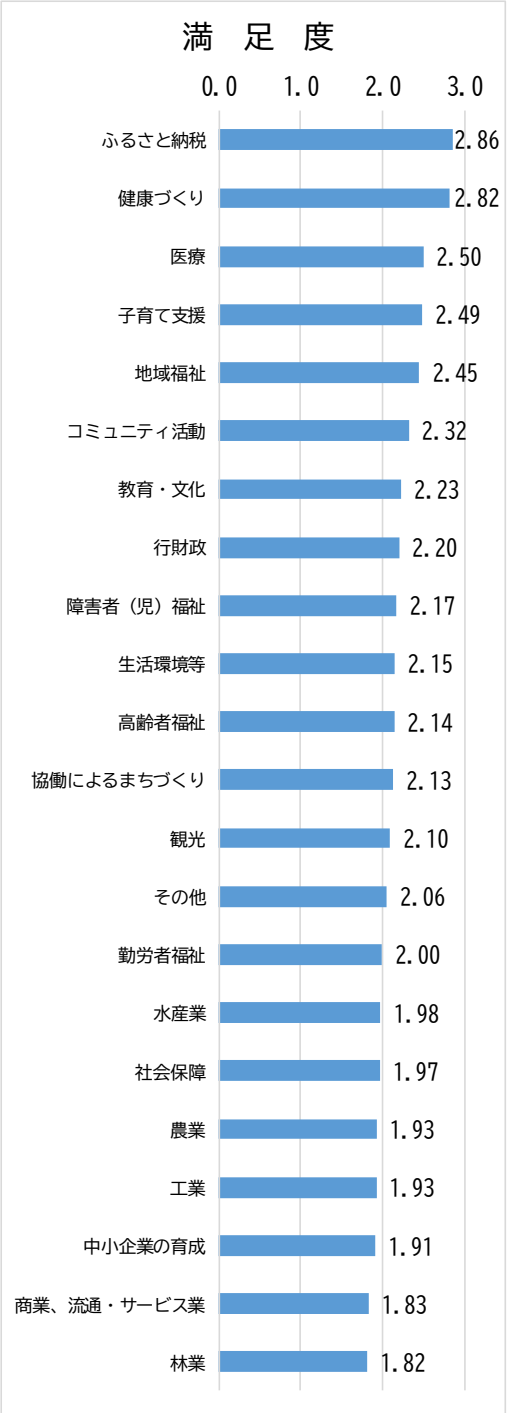

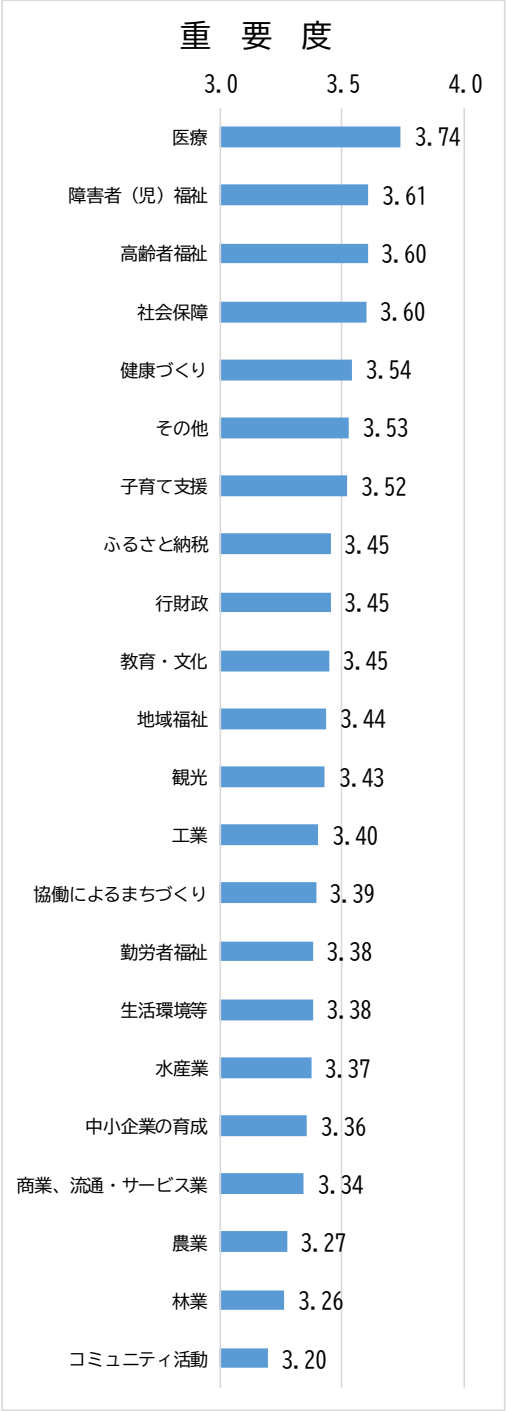

・満足度については、「満足」を４、「やや満足」を３、「やや不満」を２、「不満」を１とした合計値の平均で、「わからない」と無回答は除外しています。
・重要度については、「重要」を４、「やや重要」を３、「あまり重要でない」を２、「重要でない」を１とした合計値の平均で、「わからない」と無回答は除外しています。

⑤施策の分布図による分析（分野別）

重要度と満足度の関係を表しています

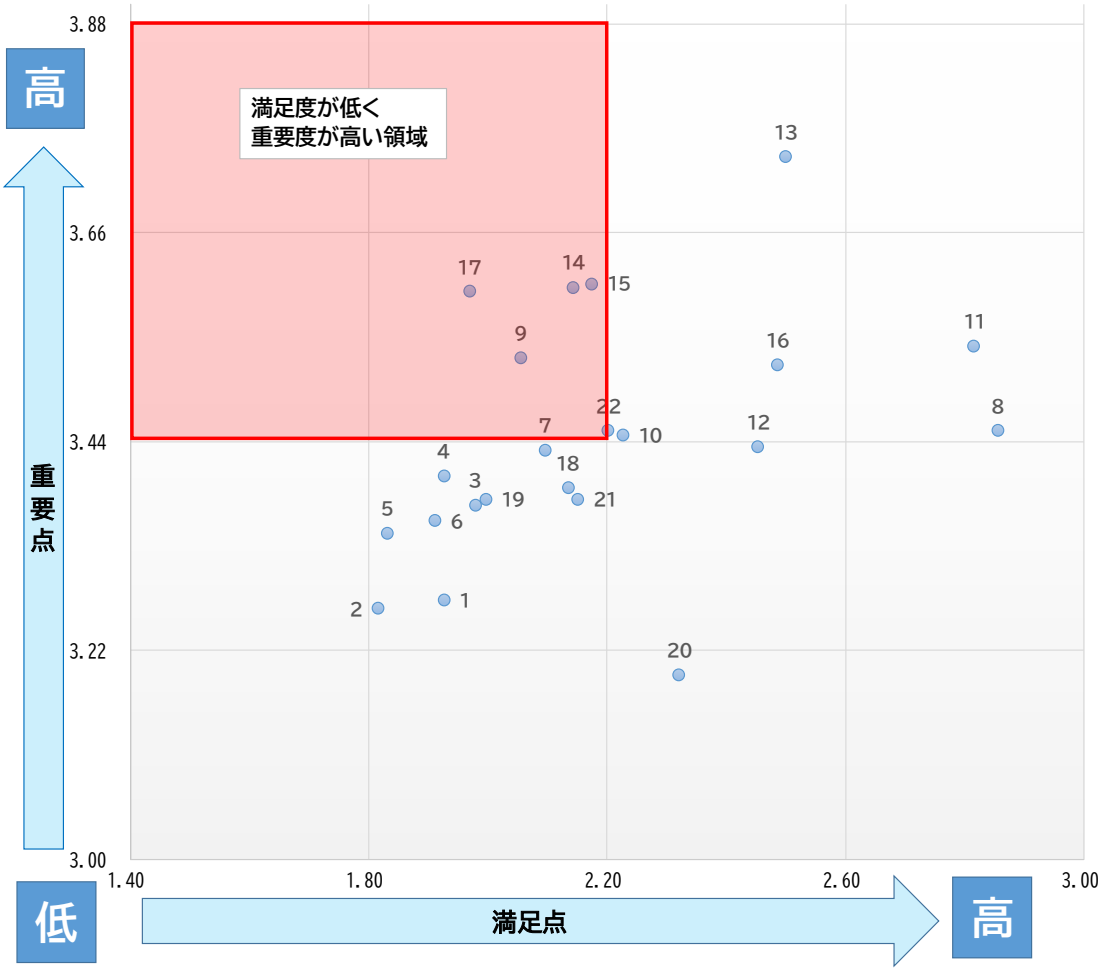

凡例

1	農業	12	地域福祉
2	林業	13	医療
3	水産業	14	高齢者福祉
4	工業	15	障害者（児）福祉
5	商業、流通・サービス業	16	子育て支援
6	中小企業の育成	17	社会保障
7	観光	18	協働によるまちづくり
8	ふるさと納税	19	勤労者福祉
9	その他（特産品・移住定住）	20	コミュニティ活動
10	教育・文化	21	生活環境等
11	健康づくり	22	行財政

満足度が低く重要度が高い領域

用語解説（50 音順）

あ 行

ＩＣＴ　（掲載ページ：P.52、53、54、96）
＝情報や通信に関する技術の総称。情報通信技術（Information and Communication Technology）

ＥＳＤ　（掲載ページ：P.106、107）
＝持続可能な開発を実現するために発想し、行動できる人材を育成する教育のこと。
持続可能な開発のための教育（Education for Sustainable Development）

伊豆西南海岸観光誘客推進協議会　（掲載ページ：P.30）
＝西伊豆町、松崎町、南伊豆町の行政と観光協会で構成され、協同して伊豆西南地域の観光・誘客宣伝を行う組織。主な活動は観光パンフレットの制作、東京・名古屋等大都市での観光商談会への参加、旅行会社への営業活動、県外大規模商業施設での観光キャンペーンを共同実施している。

インバータ化（掲載ページ：P.102）
＝ポンプの回転数を自動制御し、必要最低限に抑えることにより節電効果を得ること。

インバウンド　（掲載ページ：P.30）
＝外国人旅行者を自国へ誘致すること。海外から日本へ来る観光客を指す外来語。

インフルエンサー　（掲載ページ：P.30）
＝多くの人に影響を与える情報発信者のこと。

(一社)美しい伊豆創造センター　（掲載ページ：P.30）
＝「伊豆を一つに」をテーマに世界から賞賛され続ける地域を目指して策定された「伊豆半島グランドデザイン」を推進するため、2015 年 4 月に伊豆半島 13 市町で設立した組織。伊豆半島の地域活性化のため、基幹産業である観光産業の振興に注力し、2018 年観光庁から「日本版ＤＭＯ」としての認定を受けている。

ＳＮＳ　（掲載ページ：P.30、72、96）
＝ｗｅｂ上で社会的ネットワークを構築可能にするサービスのこと。(Social Networking Service)

オープンデータ　（掲載ページ：P.96、97）
＝インターネットなどを通じて、誰でも自由に入手し、利用・再配布できるデータの総称。

か 行

外国語指導助手（ＡＬＴ）　（掲載ページ：P.54）
＝小・中・高校の児童・生徒の英語発音や国際理解教育の向上を目的に、英語の授業で日本人教師を補助する外国語を母国語とする外国語の指導助手のこと。

外部メンター　（掲載ページ：P.46）
＝知識や経験が少ない人を個別にサポートする外部からの助言者のこと。

関係人口　（掲載ページ：P.44、45）
＝移住した「定住」でも、観光に来た「交流」でもない、地域と多様に関わる人々のこと。

景観計画　（掲載ページ：P.18）
＝景観法に基づき、景観形成上重要な公共施設の保全や、整備の方針、景観形成に関わる基準等を定め、景観に関するまちづくりを進める基本的な計画のこと。

健幸　（掲載ページ：P.23、76、77）
＝健康で幸せ。身体面の健康だけでなく、人々が生きがいを感じ、安心安全で豊かな生活を送れること。

権利擁護　（掲載ページ：P.78）
＝自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症の高齢者、障がい者の意思を代弁すること。

交流人口　（掲載ページ：P.44）
＝外部から、ある地域に何らかの目的（観光など）で訪れる人口のこと。

国際交流員（ＣＩＲ）　（掲載ページ：P.54）
＝高い日本語能力を活かし、地方公共団体の国際交流機関や担当部署で国際交流活動など、地域における国際化の推進に取り組む交流員のこと。

国際ボランティア学生協会（通称ＩＶＵＳＡ）　（掲載ページ：P.44、45）
＝国際協力、災害救援、環境保護、地域活性化、子どもの教育の５つの分野で、大学生が主体となって、国内外の活動を行っているＮＰＯ団体。
IVUSA は通称。(International Volunteer University Student Association)

さ 行

サテライトオフィス　（掲載ページ：P42、43、47）
＝本社ではない小規模オフィスや遠隔勤務用の施設のこと。

ジオパーク　（掲載ページ：P.4、30、113）
＝大地（ジオ）と公園（パーク）を組み合わせた言葉で、「世界遺産」やエコパークとともに、ユネスコ（国際連合教育科学文化機関）が世界中で進めるプログラムの一つ。ジオパークでは、地球科学的に価値のあるサイトを知り・守り・活用していくことで「持続可能な開発」を実現する。

指定管理者制度　（掲載ページ：P.112）
＝地方公共団体などに代わり、公共施設の管理・運営をする民間企業やＮＰＯなどの団体に代行させることを目的とした制度のこと。

新町建設計画　（掲載ページ：P.2）
＝西伊豆町、賀茂村の合併後の新町の速やかな一体化を促進し、二町村の均衡ある発展と住民福祉の向上を図ることを目的とした基本的な計画のこと。

スクールカウンセラー　（掲載ページ：P.56）
＝学校現場において、児童生徒、その保護者等に対して、臨床心理に関する専門的知識を生かしながら学校の訪問等を通じて支援を行う専門員のこと。

スクールソーシャルワーカー　（掲載ページ：P.56）
＝教育や社会福祉の専門的知識・技術を有し、課題を抱える児童生徒と福祉をつなぐためのコーディネーター的存在として、各家庭や学校の訪問等を通じて支援を行う専門員のこと。

世界農業遺産　（掲載ページ：P.8）
＝農業遺産とは、社会や環境に適応しながら何世代にもわたり継承されてきた独自性のある農林水産業と、それに密接に関わって育まれた文化、ランドスケープ及びシースケープ、農業生物多様性などが相互に関連して一体となった、伝統的な農林水産業を含む地域（農林水産業システム）を認定する制度のことで、国連食糧農業機関（FAO）が認定を行うものを世界農業遺産という。

た 行

ダウンサイジング　（掲載ページ：P.94、102）
＝サイズを小さくすることを指す。モノや組織など様々なことに関して用いられる。

地域おこし協力隊　（掲載ページ：P.46、47）
＝人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に受け入れ、地域協力活動を行ってもらい、その定住・定着を図ることで、意欲ある都市住民のニーズに応えながら、地域力の維持・強化を図っていく事を、目的とした制度のこと。

地域商社　（掲載ページ：P.40、41）
＝地域の多くの関係者を巻き込み、農産物などの地域の資源をブランド化し、生産・加工から販売までを一貫してプロデュースし、地域内外に販売する組織のこと。

特殊詐欺　（掲載ページ：P.72）
＝振り込め詐欺と、それに類似する手口の詐欺の総称のこと。

は 行

ＰＤＣＡサイクル　（掲載ページ：P.19、106、112）
＝Ｐｌａｎ（計画）、Ｄｏ（実行）、Ｃｈｅｃｋ（検証・評価）、Ａｃｔｉｏｎ（改善）の４段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善していくこと。

ファムトリップ　（掲載ページ：P.30）
＝海外の旅行関係者やメディア関係者を、観光担当者が自らの地域へ招待して、観光情報を旅行商品や旅行情報として取り上げてもらうよう働きかけること。

ふるさと納税　（掲載ページ：P.13、30、31、45、112、114、115）
＝ふるさとや応援したい自治体へ寄附をした個人や法人の納税額を軽減する制度のこと。

ま 行

マイナポータルサイト　（掲載ページ：P.110、111）
＝内閣府が運用するマイナンバーの総合サイトのこと。

マイナンバーカード　（掲載ページ：P.110、111）
＝身分証明書の１つで、持ち主の氏名、住所、生年月日などをＩＣチップに記録するＩＣカードのこと。

学びのセーフティネット　（掲載ページ：P.56）
＝いじめ撲滅、不登校などへの対策としてスクールカウンセラーの拡充などを図り、児童生徒の心のケアに万全を期す体制（仕組み）のこと。

ミックスペーパー　（掲載ページ：P.98）
＝資源回収の対象である「新聞紙・雑誌・段ボール・牛乳パック」以外の紙類のこと。

や 行

Ｕ・Ｉ・Ｊターン　（掲載ページ：P.47）
＝都市部の居住者が地方へ移住する以下の行動パターンの総称。
　Ｕターン：出身地に戻る形態。
　Ｉターン：出身地近くの地方都市に移住する形態。
　Ｊターン：出身地以外の地方へ移住する形態。

ユニバーサルデザイン　（掲載ページ：P.96）
＝障がいの有無や年齢、性別、人種などにかかわらず、たくさんの人々が利用しやすいように製品やサービス、環境をデザインする考え方のこと。

ら 行

ローリング方式　（掲載ページ：P.19）
＝策定した計画を毎年度修正や補完を行うことで、変化する経済・社会情勢に弾力的に対応し、計画と現実が大きくずれることを防ぐやり方。